

令和7年8月1日

物流・自動車局 安全政策課

技術・環境政策課

## 令和6年度補正予算事故防止対策支援推進事業に係る 補助金の申請受付を延長します

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車(ASV)や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しておりますが、令和7年7月31日(金)までとしておりました運行管理の高度化に資する機器の導入支援の申請受付期間を令和8年1月30日(金)まで延長いたします。

### 1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

- (1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援(車輪脱落予兆検知装置)
- (2) 運行管理の高度化に対する支援(デジタル式運行記録計)

### 2. 補助事業の内容

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

- 令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト

<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

- 国土交通省ホームページ

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_06hosei.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_06hosei.html)

運行管理の高度化に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

### 3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所: 令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

- 申請受付期間: 令和7年5月8日～**令和8年1月30日**

### 4. 留意点

- 本事業の申請受付窓口は「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局」となっております。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。**

- 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

【連絡先】 物流・自動車局安全政策課 上原、角田(運行管理の高度化)

TEL:03-5253-8111(内線 41623、41624) 03-5253-8566(直通)

物流・自動車局技術・環境政策課 島、田村(ASV)

TEL:03-5253-8111(内線 42216) 03-5253-8591(直通)

## 令和6年度補正事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

## 【補助対象事業者(詳細はHP参照)】

①自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者<sup>※1</sup>)<sup>※2</sup>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、  
特定旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、  
特定貨物自動車運送事業者※1「(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」については、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り中小企業者以外も対象。※2「(2)運行管理の高度化に対する支援」については、一般貨物自動車運送事業者又は、特定貨物自動車運送事業者の保有車両台数が10両未満の事業者のみ対象。

②リース事業者

①の自動車運送事業者へ事業用自動車等を貸渡す者

## 【補助事業の概要】

(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

①受付期間:令和7年5月8日～令和8年1月30日

②補助対象装置等

補助対象装置	補助対象車両	補助率 <sup>※</sup>	補助限度額 <sup>※</sup>
車輪脱落予兆検知装置 (後付けのものに限る)	・車両総重量8トン以上のトラック ・乗車定員30人以上のバス	1/2 (1/3)	50,000円 (33,000円)

※ ( )内は貸切バス事業者のうち中小企業者以外の場合

(2)運行管理の高度化に対する支援<sup>※1</sup>

※1 令和6年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

①受付期間:令和7年5月8日～令和8年1月30日【延長】

②補助対象機器:デジタル式運行記録計(デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型(通信機能を有するものを含む)を含む)であって、国土交通大臣が選定したもの

③補助率:取得に対する経費の1/2

④補助限度額(機器1台あたり・詳細はHP参照)

ア. デジタル式運行記録計

車載器:3万円 事務所用機器:10万円

イ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型

車載器:4万円 事務所用機器:13万円

ウ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型(通信機能有り)

車載器:10万円 事務所用機器:13万円

⑤1事業者あたりの上限額:80万円(④ウ. を取得する場合は120万円<sup>※2</sup>・詳細はHP参照)

※2 2回以上申請する場合を除く。